



最近の助成金事情【2009】第1弾

雇用保険適用事業所の事業主の方に支給される雇用関係各種給付金は毎年度新たな制度が設けられ、また廃止、内容の変更等が行われます。

更に100年に1度と言われる経済危機による雇用失業情勢を踏まえ、政府は、雇用維持対策、再就職支援対策、内定取消し対策などを検討しており、今後、各種助成金についても拡充や新設等が見込まれると思われます。朝比奈事務所としても、各種助成金の内容が確定次第、情報を発信していきます。

さて、今回は平成20年12月に改定（変更）がありました奨励金（試行雇用奨励金、若年者雇用促進特別奨励金）と雇用支援制度導入奨励金、中小企業雇用安定化奨励金の概要について解説いたします。

1. 試行雇用奨励金（トライアル雇用）

試行雇用奨励金とは

職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者層を一定期間（原則として3か月）試行雇用し、業務遂行にあたっての適正、能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとすることを目的として支給される奨励金です。

・主な支給要件、対象となる事業主

下記①～⑨のいずれかに該当し、ハローワークの紹介により試行雇用として雇入れた雇用保険の適用事業主であり、試行雇用した日の前日から起算して6か月前の日から、試行雇用を終了した日までの間に事業主都合の解雇等をしていない事業主

- ①中高年齢者（45歳以上） ②若年者等（40歳未満） ③母子家庭の母等
④季節労働者 ⑤中国残留邦人等永住帰国者 ⑥障害者 ⑦日雇労働者
⑧ホームレス ⑨住居喪失不安定就労者（インターネットカフェ等の施設を主として起居の場とし、不安定な雇用状況におかれているまたは現に失業している者）

※①中高年齢者の場合は受給資格者である（あった）者等職業安定所長の判断によります。

平成20年12月1日より中高年齢者と若年者等の対象者が拡充されました。

改正前：中高年齢者（45歳以上65歳未満） 若年者等（35歳未満）



改正後：中高年齢者（45歳以上） 若年者等（40歳未満）

- ・ 支給額 対象者 1 人につき月額 4 万円（最長 3 ヶ月間）
※対象者が支給対象期間等の途中で離職した場合等例外あり

- ・ 申請期間 ①雇い入れ日から 2 週間以内にトライアル雇用実施計画書を提出
②トライアル雇用を終了した日の翌日から起算して 1 か月以内にトライアル雇用結果報告書兼試行雇用奨励金支給申請書を提出

- ・ 申請先 ①トライアル雇用実施計画書
→当該試行雇用労働者の紹介を受けたハローワーク
②トライアル雇用結果報告書兼試行雇用奨励金支給申請書
→事業所を管轄するハローワーク

**トライアル雇用で、助成金を
キッチリ頂きましょう！！**



2. 雇用支援制度導入奨励金

雇用支援制度導入奨励金とは

事業主がトライアル雇用またはステップアップ雇用を経て常用雇用へ移行した労働者について、その者の就労を容易にするために一定の雇用環境の改善措置等を実施した場合に支給されるものです。

※ステップアップ雇用…週20時間以上の勤務が難しい精神障害者の求職者について、期間をかけながら週20時間以上の就業を目指し、精神障害者の雇用機会の確保を目的とした奨励金

・主な支給要件、対象となる事業主

1. トライアル雇用またはステップアップ雇用に係る求人をハローワークへ提出した事業主
2. トライアル雇用またはステップアップ雇用の支給対象事業主
3. トライアル雇用またはステップアップ雇用により雇用した労働者を常用雇用へ移行した事業主
4. 雇用開始日から常用雇用へ移行するまでの間、上記トライアル雇用またはステップアップ雇用による就職者が就労しやすいように、雇用環境の改善措置等を行っている事業主

～雇用環境の改善措置について～

- ①常用雇用に移行するまでの間に指導責任者を任命し、トライアル期間中から常用雇用移行後3か月間以上継続して指導、援助を実施
- ②教育訓練制度、実習制度等を整備し、就業規則等に明文化
- ③その他、就業規則、労使協定等を改正し雇用環境の改善を図った場合
- ④母子家庭の母等または障害者等について、常用労働者と比較して30分以上の時差出勤の導入
- ⑤障害者（ステップアップ労働者を含む）については
 - ・在宅勤務制度を導入した場合
 - ・必要な通院時間の確保を行った場合
 - ・事業所のバリアフリー化などの設備の改善を行った場合
 - ・カウンセラー等の設置を行った場合

・支給額 1事業所あたり30万円

同一の改善措置をした場合は1回のみ支給
指導責任者が異なる場合でも1回限りの支給

1事業所あたりであり、トライアル雇用対象者1人あたりではないことに注意

・申請期間 常用雇用移行後最初の賃金支払日の翌日から2か月以内

(①の場合は常用雇用移行後3ヵ月経過後の最初の賃金支払日の翌日から2か月以内)

・申請先 事業所を管轄するハローワーク

3. 若年者等雇用促進特別奨励金

【実施期間平成22年度（平成23年3月31日）まで】

若年者等雇用促進特別奨励金とは

年長フリーターなど不安定就労期間が長い若年者等の安定した雇用の促進するため、トライアル雇用終了後に、その者を正社員として雇用する事業主に対して支給されます。

・主な支給要件、対象となる事業主

1. 雇用保険適用事業主で在ること
2. 雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から申請書を提出する日（原則として第2期）までの間、事業主の都合により解雇等をしたことがない事業主

改正前 34歳

改正前 3年

3. 雇入れ日において25歳以上**39歳**までで、かつ雇入れ日の前日から起算して**1年間**被保険者でなかった者をハローワークの紹介によりトライアル雇用で雇い入れ、常用雇用として労働契約を締結し、引き続き6か月以上雇用する事業主であること

※有期実習型訓練修了者も対象

対象者になるかどうかは、原則として本人の求職申し込み時の面談等により公共職業安定所長が判断します。

トライアル雇用支給申請が決定された際、該等する場合のみ案内文が同封されます。

・支給額

トライアル雇用後正社員として雇用を開始した日から6か月までを第1期、6か月の日の翌月から1年までが第2期となります

改正前 中小企業の特例なし

第1期、第2期合わせた支給額	
25歳～29歳	20万円 <u>(中小企業は30万円)</u>
30歳～39歳	30万円 <u>(中小企業は45万円)</u>

※以下の道府県（雇用改善の動きが弱い地域）については支給額が**1.5倍**

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、石川県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

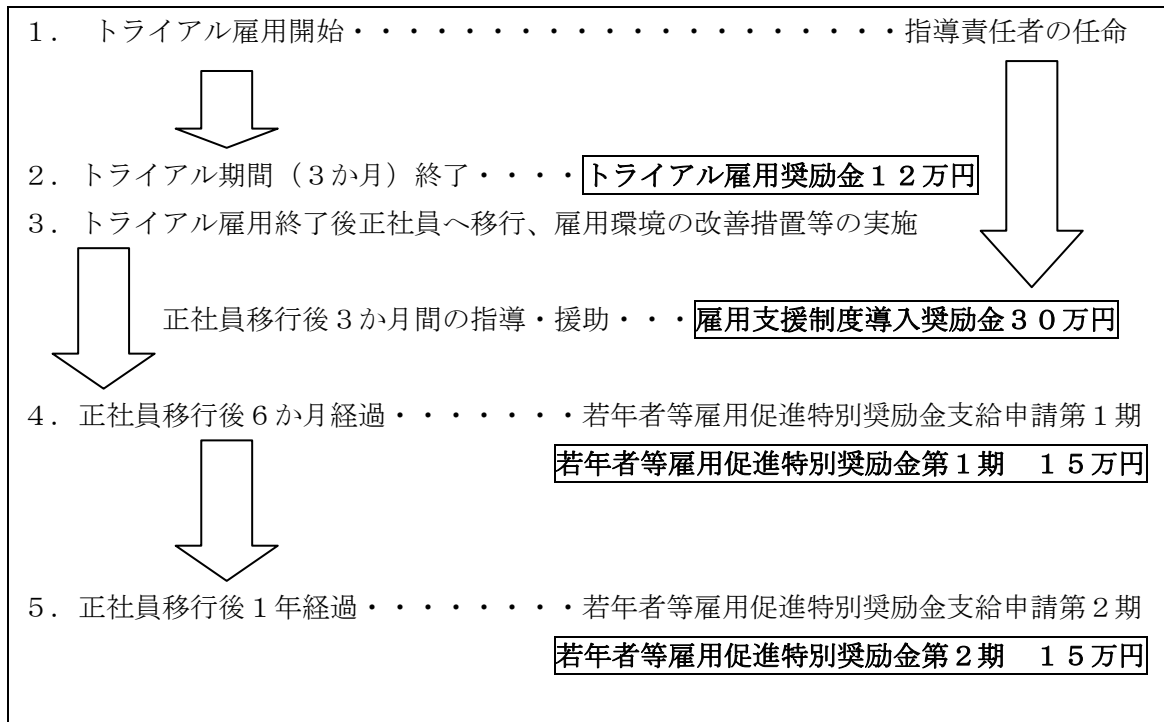
・申請期間 当該支給対象期の末日の翌日から起算して1か月以内

・申請先 事業所を管轄するハローワーク

モデルケース

(トライアル雇用奨励金、雇用支援制度導入奨励金、若年者等雇用促進特別奨励金)

中小企業が過去1年間雇用保険被保険者でなかった29歳の方をトライアル雇用から正社員に移行し助成金を受給した場合



上記例での支給額

トライアル雇用奨励金	120,000円	⇒	合計720,000円
雇用支援制度導入奨励金	300,000円		
若年者等雇用促進特別奨励金	300,000円		

※雇用支援制度導入奨励金についての注意事項

- ①同一事業所が複数のトライアル雇用労働者に対して同一の雇用環境の改善措置等を実施しても1回限り（30万円）の支給となります。
- ②次回トライアル雇用を行い、指導責任者が異なる場合でも1回限りの支給となります。

4. 中小企業雇用安定化奨励金

中小企業雇用安定化奨励金とは

中小企業事業主が有期契約労働者（事業主に直接雇用される雇用期間の定めのある労働者）の方を雇用期間の定めのない通常の労働者に転換することを支援する制度です。

・対象となる事業主

1. 中小企業事業主であること
2. 雇用保険の適用事業主であること
3. 正社員への転換制度を労働協約または就業規則に新たに定め、実際に1人以上の有期契約労働者を正社員へ転換させた事業主であること
4. 転換制度を導入した日（就業規則上に転換制度を定めた場合は、労働基準監督署に届け出た日）の前日から起算して6か月前の日から、原則最後に労働者を転換させた日から6か月が経過する日までの間に、雇用する労働者を解雇したことがない事業主であること
5. 転換制度を公平かつ適正に実施している事業主であること

・対象労働者

1. 6か月以上の期間、有期契約労働者として申請事業主に雇用されている労働者で、雇用保険の被保険者。ただし、公共職業安定所または有料・無料の職業紹介所事業者の紹介により雇用された労働者の場合には、雇用保険の被保険者であることは問いません。
2. 正社員への転換後も引き続き継続して雇用される事が見込まれる者であること。
3. 正社員への転換日前の期間から起算して過去3年以内に申請事業主の事業所の正社員でなかったこと。
4. 正社員として雇用されることを前提として雇い入れられた者でないこと。

～支給要件・申請期間～

転換制度を導入する事及び当該制度の定着を図り転換を促進する事を支援する為
転換制度導入事業主と転換促進事業主の2段階の支給制度になっております。

1. 転換制度導入事業主

新たに転換制度を導入し、かつ、当該制度を適用してその雇用する有期契約労働者を実際に1人以上正社員に転換させた事業主

支 給 額：1事業主につき35万円

支給申請期間：対象労働者に正社員としての1か月分（完全賃金月）の基本給を支給した日の翌日から起算して1か月以内

2. 転換促進事業主

転換制度を導入した日から3年以内に3人以上（転換制度導入事業主で転換した1人以上の者も含む）の有期労働者を、当該制度を適用し正社員に転換させた事業主

支 給 額：1人あたり10万円（最大10人まで）

支給申請期間：対象となる労働者に正社員としての完全賃金月6か月分の基本給を支給した日の翌日から起算して1か月以内

※最初に転換促進事業主として申請する場合には、要件を満たした3人分を、3人目に係る支給申請期間にまとめて申請

※母子家庭の母等を正社員へ転換した場合、

①転換促進事業主となる要件を、3年以内に3人以上のところを2人以上へ緩和

②転換促進事業主の支給額、1人あたり10万円のところを1人あたり15万円

以上

